

緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 48 号

緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則

緑化センター条例施行規則（昭和 58 年岩手県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休所日)</p> <p>第 2 条 岩手県立緑化センター（以下「センター」という。）の施設で別表に掲げるもの（以下「センターの施設」という。）の休所日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</u></p> <p>2 <u>社団法人岩手県緑化推進委員会（以下「管理者」という。）</u>は、必要があると認めるときは、<u>岩手県林業技術センター所長（以下「所長」という。）</u>の承認を得て、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は<u>前項の休所日</u>において臨時に開所することができる。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第 3 条 センターの施設の開所時間は、<u>9時から17時までとする。</u></p> <p>2 <u>管理者</u>は、必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、<u>緑化木流通施設使用許可（変更）申請書（様式第 1 号）</u>を緑化木流通施設を使用しようとする日の 1 箇月前から 5 日前までに、<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、<u>緑化センター内行為許可申請書（様式第 2 号）</u>を所長に提出しなければならない。</p> <p>(許可書の交付)</p> <p>第 6 条 <u>所長</u>は、条例第 2 条第 1 項の規定による許可をしたときは<u>緑化木流通施設使用許可書（様式第 3 号）</u>を、条例第 3 条第 1 項の規定による許可をしたときは<u>緑化センター内行為許可書（様式第 4 号）</u>を交付するものとする。</p>	<p>(休所日)</p> <p>第 2 条 岩手県立緑化センター（以下「センター」という。）の施設で別表に掲げるもの（以下「センターの施設」という。）の休所日は、<u>12 月 29 日から翌年 2 月末日までとする。</u></p> <p>2 <u>条例第 1 条の 2 に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）</u>は、必要があると認めるときは、<u>知事の承認</u>を得て、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は<u>同項の休所日</u>において臨時に開所することができる。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第 3 条 センターの施設の開所時間は、<u>3月1日から9月30日までにあっては9時から17時までとし、10月1日から12月28日までにあっては9時から16時までとする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p>

(許可書の提示)

第7条 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可を受けた者は、緑化木流通施設を使用しようとするとき、又は条例第3条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、緑化木流通施設使用許可書又は緑化センター内行為許可書を管理者に提示しなければならない。

(許可の条件)

第8条 次に掲げる事項は、センターの使用を許可する場合の条件とする。

- (1) [略]
- (2) 使用を終わったとき、又は条例第5条の規定により使用の許可を取り消されたときは、管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。
- (3) [略]
- (4) その他センターの維持管理のためにする管理者の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第9条 管理者は、センターの管理上必要があると認められるときは、使用中の施設等にその職員を立ち入らせることができる。

(使用料の免除及び還付)

第10条 条例第7条又は第8条の規定により使用料の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、使用料免除(還付)申請書(様式第5号)を所長に提出しなければならない。

(汚損等の届出)

第11条 センターに入所した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) [略]
- (2) 使用を終わったとき、又は条例第5条の規定により使用の許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。
- (3) [略]
- (4) その他センターの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者による立入り)

第6条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認められるときは、使用中の施設等にその職員を立ち入らせることができる。

(汚損等の届出)

第7条 センターに入所した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。